

やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱

(目的)

第1条 地域密着型サービスは、原則として当該事業所が所在する市区町村の被保険者が利用できるものであるが、やむを得ない事情がある場合は、事業所所在地の市区町村長の同意を得ることにより、他市区町村の被保険者も利用することが可能な扱いとなっている。

本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市区町村長の同意の基準、他市区町村からの転入者に係る利用の条件についての基準を定め、法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所及び法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下「地域密着型サービス事業所等」という。）の適正な運営と円滑なサービス利用に資することを目的とする。

(対象となる地域密着型サービス)

第2条 本要綱の対象となる地域密着型サービスは次のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 小規模多機能型居宅介護
- (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護
- (8) 地域密着型通所介護
- (9) 認知症対応型共同生活介護
- (10) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (11) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(他市区町村の長の指定に同意する基準)

第3条 市長は、旭川市内に所在する地域密着型サービス事業所等の指定に関して、他市区町村長から同意を求められた場合は、当該地域密着型サービス事業所等に利用を申し込んでいる待機者がいない旨又は既存の待機者よりも利用の必要性が高い旨を、地域密着型サービス事業所の利用に伴う協議依頼書(様式第1号)により、指定対象事業所から事前に提出されていることに加え、次の各号のいずれかを満たす、やむを得ない場合に限り、同意するものとする。

- (1) 当該事業所の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)が虐待や非常災害からの避難による場合又は同種のサービスが存在しない場合など、住所地の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること。
- (2) 本市に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き今後3か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること。
- (3) 要支援の認定を受けていた利用者が認定更新申請又は区分変更申請に伴い、要介護に認定が変更となった場合で、認定更新申請又は区分変更申請前に第1号通所事業のサービス提供事業所を利用しており、認定更新又は区分変更後も当該事業所の利用を希望し、かつ、継続して当該事業所の利用が必要と介護支援専門員が判断していること。

2 本条の規定による同意は住所地の市区町村長からの依頼に基づき利用希望者ごとに行うものとする。

(他市区町村からの転入における条件)

第4条 他市区町村から旭川市へ転入し、旭川市内に所在する第2条第9号から第12号に規定する地域密着型サービス(以下「認知症対応型共同生活介護等」という。)の入居を申し込む者(以下、「入居申込者」という。)は本市への転入後3か月を経た者からの入居とする。

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い本市に転入した場合など、やむを得ない場合は転入後の経過期間にかかわらず、認知症対応型共同生活介護等への入居を申し込むことができる。

(他市区町村の長に指定の同意を求める基準)

第5条 市長は、旭川市外に所在する地域密着型サービス事業所等の指定に関する他市区町村長への同意依頼については、当該事業所から地域密着型サービス事業所の利用に伴う協議依頼書（様式第1号）の事前提出を受け、事業所所在地の市区町村長からの同意の見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかを満たす、やむを得ない場合に限り、求めるものとする。

- (1) 利用希望者が虐待や非常災害からの避難による場合又は同種のサービスが存在しない場合など、市内の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること。
- (2) 利用希望者が当該事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き今後3か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること。

附 則

第1条 本要綱は令和3年2月1日より施行する。